

# 札幌ドローンパーク利用規約

## 第 1 条 ( 目的 )

1. 本規約は、株式会社ノヴェル ( 以下、「管理者」という ) が管理・運営し、HELICAM 株式会社 ( 以下「協力者」という ) が企画協力する「札幌ドローンパーク」( 以下、「飛行場」) を、安全かつ適切に利用していただくために必要な事項を定めたものです。

## 第 2 条 ( 利用の制限 )

1. 飛行場の利用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りです。以下に当てはまらない場合は、詳細計画書を確認の上、利用の可否を検討します。

- (1) 電動マルチコプターの試験飛行
- (2) 電動マルチコプターの操縦訓練

2. 電動マルチコプター以外の機体を使用する場合は、管理者との協議が必要です。

## 第 3 条 ( 貸切予約 )

1. 飛行場を貸切利用しようとする方 ( 以下、「利用者」) は、協力者 ( HELICAM 株式会社 ) まで予約連絡をしていただきます。

2. 貸切利用の申込みは、利用当日から起算して 3 営業日前 ( 土曜、日曜、祝日は含まず ) までに行ってください。

3. 「予約」は、利用者が所定の申込み手続き後に管理者が請求する利用金額を入金し、管理者が入金確認を行った時点で成立します。

4. 第 1 項の所定の手続き以外の方法による申込みは、一切の効力を有さないものとし、これによって利用者に生じる損害について管理者は一切の責任を負いません。

## 第 4 条 ( 利用料金の支払い )

1. 飛行場の利用料金は、別途定める「利用料金表」をご参照ください。

2. 利用者は、利用当日から起算して銀行営業日 3 日前までに、管理者が請求する利用料金を DJI 認定ストア札幌中央の店頭、もしくは管理者指定の銀行口座へお支払いください。( 振込手数料は利用者負担となります。 )

## 第 5 条 ( 予約内容変更・キャンセル )

1. 申込みから 5 日以内、または利用前日までにご入金を確認できない場合には、キャンセルとなり予約取り消しとさせていただきます。

2. 既納の利用料金については、返金できませんので、あらかじめご了承ください。

3. 予約確定後に利用者の都合で予約枠を減らす場合、管理者はそれによって生じた差額の返金はありません。
4. 飛行場利用当日に天候不良・災害等、関係各省庁からの指導、その他管理者の責に帰さない事由により、利用者が飛行場を使用できなかった場合、台風等により明らかに天候が悪くなると予測される場合は、無料で日程変更ができます。ただし、再度、日程の予約が必要です。

## 第6条 ( 個人情報保護 )

1. 管理者は、別に定める個人情報保護方針にしたがって管理いたします。
2. 管理者は、利用者からいただいた情報が不正確であることによって利用者または第三者に生じる損害については、一切の責任を負いません。

## 第7条 ( 開始および終了受付 )

1. 利用者は、利用当日飛行場において、会員証を受付カメラへ提示し、A4サイズの会員カードを車のダッシュボードに設置後、利用を開始してください。利用中、会員証は常に携帯してください。
2. 利用者は、利用前日までに最新の損害賠償責任保険証書の写しを提出してください。
3. 利用者による原状回復をしていただき、ゴミを持ち帰っていただき利用終了とします。

## 第8条 ( 開場・休場日・利用時間 )

1. 利用者は、管理者が定めた時間枠内で利用するものとします。
2. 貸切利用に際し利用時間を延長する場合は、以降の枠に予約がない場合に限りかつ他に利用者がいない場合のみ可能です。後日、別途定める利用料金をお振込みいただきます。
3. 利用時間には、事前準備および後片付けの時間を含むものとします。
4. 飛行場の休場日および開場時間については、管理者が別に定めたところによります。ただし、イベント等で臨時的に変更することがあります。

## 第9条 ( 安全管理 )

1. 利用者は、飛行場の利用にあたり管理者の指示を遵守し、本規約掲載事項以外に関しても節度ある利用に努めてください。
2. 飛行場利用中は、利用者の責任の下で防災、防犯等の安全管理を行ってください。
3. 利用者は、安全のために非常時に備えて避難方法、防災設備の位置や利用方法等を事前に確認してください。
4. 管理者が安全管理のため必要だと判断した場合には、飛行場に管理者が立ち入ることができ、利用者はこのことを予め同意するものとします。
5. 利用者は、国内の法令、自治体の条例の遵守、近隣住民への配慮を義務とします。
6. 管理者は、利用者が飛行場の安全または雰囲気害すると判断した場合は、利用を中止させることができます。

7. 利用者は、飛行場利用中に、その他不測の事態が生じた場合には、管理者の指示に従ってください。

## 第 10 条 ( 運用方法 )

1. 利用者は次の各号にしたがって飛行場を利用してください。

(1) 利用者は、別に定める飛行可能エリアおよび高度を守って飛行してください。既定の高度を超える場合は、管理者と協議してください。

(2) 飛行可能エリア内の地上風速が 5m/s を超える場合は、飛行場の利用を中止します。地上風速 5m/s 以上での飛行を希望する場合は、管理者と協議を行ってください。

(3) 利用申込み時に記載した機体を使用してください。

(4) 飛行場には、利用申込み時に記載した人数のみ入場できます。

(5) 代表利用者 ( 責任者 ) は、無人航空機に関する全てに責任を持ち、安全管理を行ってください。

(6) 利用者は、無人航空機の飛行に関わる法律、条令、規制等を遵守してください。

(7) 利用者は、電波法および関連法規に定められた技術基準に適合する機器を使用してください。

(8) 利用者は、フライト毎に飛行前の事前点検・整備を行ってください

(9) 利用者は、近隣のプライバシー保護に留意し、空撮データの公開を行わないでください。

(10) 利用者は、緊急時の連絡、また事故発生時の対応を着実に行ってください。

(11) 利用者は、飛行場利用後の原状回復を行ってください。

(12) 見学者は、飛行可能エリアに立ち入らないでください。

(13) 貸切利用が入っている場合は、貸切利用が優先になります。貸切時間終了まで飛行エリアに立ち入らないでください。

## 第 11 条 ( 禁止事項 )

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、管理者は、当該利用者に飛行場の利用をお断りします。これにより利用者に生じたいかなる損害についても、管理者は一切の責任を負わないものとします。

(1) 第十条に記載した運用方法を逸脱する運用を行った場合。

(2) 申込み時の利用目的と実際の利用内容が異なる場合。

(3) 利用申込み時の記入内容に偽りがあると管理者が判断した場合。

(4) 管理上または風紀上好ましくないと管理者が判断した場合。

(5) 関係法令に反する場合。また関係官公署の指示に反する場合。

(6) 管理者の許可なく、飛行場内外で作業や催事行為 ( 撮影、印刷物の配布、募金行為、宗教活動、政治活動等 ) をした場合。

(7) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為、反社会的行為などを行うおそれがある組織の利益になると管理者が判断した場合。

(8) 飛行場への危険物の持ち込み、または飛行場内の建物、設備、備品等を汚損、破損、紛失した場合。

- (9) 音、振動、臭気の発生等により、飛行場周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合。
  - (10) 管理者からの注意に従わず、また本規約に違反すると管理者が判断した場合。
  - (11) その他、公序良俗に反する場合。
  - (12) アルコール飲料を飲んでの入場、飛行場内で飲酒をした場合。
  - (13) たき火、その他火気を用いる行為を行った場合。
  - (14) 管理者並びに飛行場の運営を妨害した場合。
  - (15) 飛行エリア内で複数機の飛行は禁止いたします。他の機体が飛行中は順番を待って飛行させてください。また混雑時の飛行は 10 分以内とします。
  - (15) 法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いがあり、飛行場の利用を継続することによって管理者の信用が害されるおそれがある場合
  - (16) その他、管理者が利用者として不相当と判断した場合。
2. 前項により利用申込みの取り消し、または利用中止した場合は、管理者は既に受領した利用料金を一切返金しないものとします。
3. 前項により管理者に損害が発生した場合は、管理者は飛行場利用の有無にかかわらず、利用者に被った損害の賠償をものとします。

## 第 12 条 ( 緊急対応 )

- 1. 利用者は、飛行場利用中に墜落事故を起こした場合には、必ず機体を回収してください。
- 2. 利用者は、飛行場利用中に墜落事故を起こした場合には、管理者に直ちに報告し、事後に事故現場の撮影記録、事故報告書を管理者に提出してください。
- 3. 利用者は、飛行場利用中に火災事故が発生した場合には、常設の消火設備を使用してすみやかに消火し、管理者に直ちに報告してください。必要な場合には消防へ直ちに連絡してください。
- 4. 利用者は、飛行場利用中に人身事故が発生した場合には、すみやかに負傷者の応急措置を行い、必要な場合は病院へ搬送、また救急への連絡をとり、管理者へ報告してください。

## 第 13 条 ( 利用後の原状回復 )

- 1. 飛行場の利用終了後、利用者は利用前の状態まで原状回復を行ってください。
- 2. 飛行場の利用終了後、機体の消耗部品やごみ等は、全て利用者が責任を持って持ち帰ってください。残材、ごみ等の処理がなされず、管理者がその処理を行ったことにより発生した費用は利用者を実費にて請求するものとし、利用者はその支払い義務を負うものとします。

## 第 14 条 ( 免責および損害賠償 )

- 1. 利用者が飛行場で被った盗難被害、破損事故および人身事故については、その原因の如何を問わず、管理者は一切の責任を負わないものとします。
- 2. 利用者が飛行場利用中に天候不良、天変地異、関係各省庁からの指導、その他管理者の責に帰さない事由により飛行場利用が中止された場合、その損害については、管理者は一切の責任を負わないものとします。

3. 利用者が飛行場内外の建造物、設備、貸出備品を毀損、紛失させた場合には、利用者がその損害を全て賠償しなければならないものとします。
4. 利用者が本規約に違反したことによって、管理者に損害が生じた場合は、利用者がその損害の全てを賠償しなければならないものとします。
5. 利用者が、管理者により飛行場の利用を取り消された場合、その損害については、管理者は一切の責任を負わないものとします。
6. 飛行場利用中に利用者自身の都合で利用を取りやめる場合、管理者は受領した利用料を返金しません。
7. 管理者の責に帰すべき事由により、利用者に損害が発生した場合は、管理者は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。(年会費の月割料金を利用者へ返還とする)
8. 利用者の機会損失等の得べかりし利益については、管理者はその損害の責任を負わないものとします。
9. 飛行場外での事故等について、管理者は一切の責任を負わないものとします。
10. 冬季間、積雪状況により駐車場・飛行エリアの除排雪が行き届かない場合があります。除排雪状況は利用の都度、管理者に問い合わせの上ご来場ください。

## 第 15 条 ( 協議事項 )

1. 本規約に定めない事項または本規約の各条項の解釈について疑義を生じた場合、管理者と利用者が協議の上、解決するものとします。

## 第 16 条 ( 裁判管轄 )

本規約の準拠法は日本法とし、第一審専属裁判管轄は、札幌地方裁判所とします。

付 則

この利用規約は、2022 年 4 月 1 日から実施します。